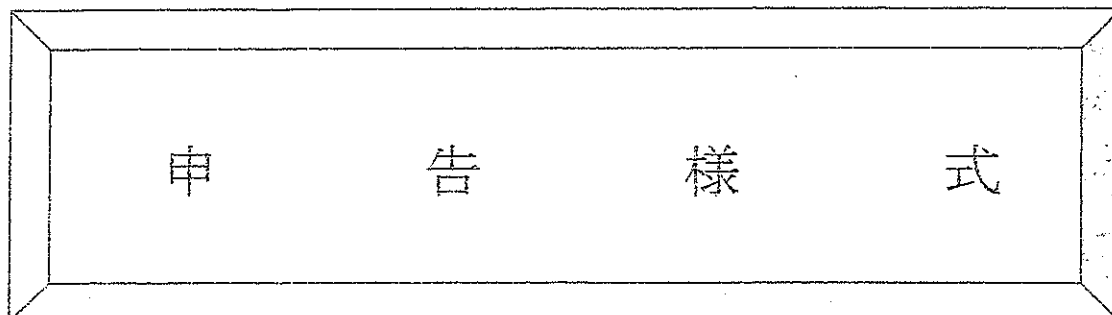




※ 申告様式が次頁以降にありますので、申告書を作成する際には、コピーするなどして使用してください。

酒 類 製 造 業
酒 母 販 売 (代 理 ・ 媒 介) 業
も ろ み

相 続 申 告 書

収受印		整理番号	※
平成 年 月 日	申 告 者	(住所) 〒 -	(電話) 局 番
税務署長 殿		(ふりがな) (氏 名) 印	
酒 類 製 造 業 酒 母 販 売 (代 理 ・ 媒 介) 業 も ろ み の相続について、酒税法第19条第1項の規定により関係書類を添付して 下記のとおりに申告します。 記			
被相続人の氏名及び申告者との続柄			
申 告 販 売 場 の 酒類販売管理者 (の選任予定)		(ふりがな) (氏名) 〔 役職等、申告者との関係、生年月日等 〕	
相続人において、引き続き製造若しくは販売しようとする酒類の品目又は酒母、も ろ み の 別			
被相続人の免許に付けられていた条件又は期限			
製造場又は販売場の所在地及び 名 称		(地番) (住居表示) (名称)	
相 続 開 始 年 月 日		平成 年 月 日	
製造業・販売(代理・媒介)業を相続しない者の住所、氏名及び相続人との続柄等			
※ 税 務 署 処 理 欄	入 力 年 月 日	担 当 者 印	

酒類・酒母・もろみ製造業・販売（代理・媒介）業相続申告書（CC1-5131）の記載要領

- 1 この申告書は、酒税法第19条第1項の規定により、酒類、酒母若しくはもろみの製造業又は酒類販売（代理・媒介）業を相続しようとする場合に使用してください。
- 2 関係書類は、「酒類等の製造免許申請書類一覧表（CC1-5102-2）」又は「酒類販売業免許等申請書類一覧表（CC1-5104-2）」に定める必要書類を添付し、それぞれ、「酒類製造免許相続の申告書（J）チェック表（CC1-5102-2(10)）」又は「酒類販売業相続の申告書（i）チェック表（CC1-5104-2(8)）」により確認してください。
- 3 酒類、酒母等の製造業又は酒類の販売（代理・媒介）業を相続しようとする者が2人以上ある場合には、連名で申告書を提出してください。
- 4 「申告販売場の酒類販売管理者（の選任予定）」欄には、申告販売場の酒類販売管理者として選任している者又は選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。
- 5 「製造場又は販売場の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載してください。
 - ・「地番」欄には、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番（土地の登記事項証明書）を記載してください。
 - ・「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）により市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - ・「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載してください。
- 6 「製造業・販売（代理・媒介）業を相続しない者の住所、氏名及び相続人との続柄等」欄には、相続申告者以外の法定相続人全員の氏名等を記載の上、酒類（酒母・もろみ）製造業・販売（代理・媒介）業を相続しない旨及び相続申告者が引き続き酒類（酒母・もろみ）製造業・販売（代理・媒介）業を営むことに異議がない旨を記載してください。

※ 記載しきれない場合には、「酒類（酒母・もろみ）製造業（販売（代理・媒介）業の相続放棄書（CC1-5131-1）」等にその旨を記載してください（任意の様式を使用していただいて結構です。）。
- 7 不要な文字は抹消してください。
- 8 ※印欄は記載しないでください。

相続における免許要件誓約書

税務署長 殿

私の免許要件について、次のとおり誓約します。

なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは不的確処分、②相続適格後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

平成 年 月 日

(申請者の住所)

(氏 名)

印

誓 約 項 目		誓約内容
1号関係	申請者が酒税法(12条1、2、5号、13条、14条1、2号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。	はい・いいえ
2号関係	申請者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請でない。 ○ 酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法(12条1、2、5号、13条、14条1、2号)の規定により免許を取り消された法人 ○ アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人	はい・いいえ
3号関係	申請者が未成年者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のときその法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。	はい・いいえ
6号関係	申請者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。	はい・いいえ
7号関係	国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。	はい・いいえ
	[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	はい・いいえ
7の2号関係	未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。	はい・いいえ
	[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ
8号関係	禁錮以上の刑に処せられたことがない。	はい・いいえ
	[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ

酒 類 販 売 業 の 相 続 放 棄 書

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

被相続人との続柄 ()

下記の事項につき同意します。

記

- 1 酒類販売業者であった被相続人 _____ の酒類販売業について相続しないこと。
- 2 酒税法施行令第 18 条の規定により申告する相続人 _____ が引き続いて酒類販売業を営むことに異議がないこと。

(注) 押印する印章の印鑑証明書を添付してください。

酒類販売業相続放棄書

- 1 酒類の販売業を相続しません。
- 2 「酒類販売業相続申告書」により申告する相続人_____が引き続いて酒類の販売業を営むことに異議がありません。

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(注1) 相続人が遠隔地である場合は、連記式にする必要はありません。

(注2) 押捺する印鑑は印鑑証明書と同じものを使用してください。

平成 年 月 日

財務大臣 殿

届出者

住所

氏名 (名称)

印

酒類販売管理者選任 (解任) 届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 4 項の規定により、下記のとおり酒類販売管理者の選任 (解任) について届け出ます。

記

1 販売場の名称及び所在地

(名 称)

(所 在 地)

2 酒類販売管理者の氏名、住所及び生年月日

☐ 選任した酒類販売管理者

(フリガナ)

(氏 名)

(住 所) 〒

☐ 解任した酒類販売管理者

(フリガナ)

(氏 名)

(住 所) 〒

(生年月日) 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 (生年月日) 明治 大正 昭和 平成 年 月 日

3 酒類販売管理者の役職名等

☐ 選任した酒類販売管理者☐ 解任した酒類販売管理者

4 酒類販売管理者の選任 (解任) 年月日

☐ 選 任 平成 年 月 日
☐ 解 任

5 酒類販売管理研修の受講年月日及び研修実施団体の名称

(受講年月日) 平成 年 月 日

(実施団体名)

6 雇用期間

年 月 日から 年 月 日

7 従事させる業務内容

8 解任の理由

※税務署整理欄

入力年月日

・ ・

担当者

(備考) 1 「雇用期間」欄には、雇用期間の定めがない場合は、雇用した年月日を記載してください。

2 選任届出書は、8に掲げる事項の記載は要しません。

3 解任届出書は、5から7に掲げる事項の記載を要しません。

4 酒類販売管理者の選任及び解任を同日付で行った場合にあっては、選任及び解任した酒類販売管理者に関し、2及び3に掲げる事項について併記し届け出ることができます。

5 選任届出書は、酒類販売管理研修の受講証の写しを添付してください。

現に所持する酒類の数量及びその処分方法

現に所持する酒類の数量

1 在庫なし

2 在庫あり

(単位:ℓ)

区 分	在庫数量	区 分	在庫数量
清酒		ウイスキー	
合成清酒		ブランデー	
連続式蒸留焼酎		原料用アルコール	
単式蒸留焼酎		発泡酒	
みりん		その他の醸造酒	
ビール		スピリッツ	
果実酒		リキュール	
甘味果実酒		雑酒	
		合 計	

処分方法

酒 類 販 売 業 相 続 の 申 告 書 (i) チェック表

《添付書類》

必要書類	確認事項	備考	確認
戸籍謄本、戸籍抄本、不動産登記規則の規定により交付を受けた法定相続情報一覧図の写しのいずれか（複写したものを含む）	被相続人及び他の相続人との続柄が明らかになるものを添付しているか		
酒類販売業免許の免許要件誓約書（酒税法第10条の規定に該当しない旨）	法第10条《免許の要件》の第1号から第3号まで、及び第6号から第8号までの規定に該当しない旨が誓約されているか		
他の相続人の意思表示等	次の事項が記載された書類を添付しているか (1) 相続人中に酒類販売業を相続しない者がある場合には、その者が次の事項につき意思表示した書類（「酒類販売業の相続放棄書」（CC1-5131-1）） ① 酒類の販売業を相続しないこと。 ② 申告する相続人が引き続いて酒類の販売業を営むことに異議がないこと。 ③ 上記①及び②の書類に押印した印章の印鑑証明書 (2) 包括遺贈のときは、その包括受遺を証明する書類の写し等	注1	
その他参考となるべき書類		注2	
相続の申告書チェック表	・ 確認欄に○印を付して確認しているか ・ 省略した書類について斜線を引いているか		

※「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印（提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引く。）を記載する。

（注）1 公正証書又は公証人が証明した書類で、酒類販売業の相続内容が確認できる場合には、その書類の写しに代えることができる。

2 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。